

# 税の損益分岐点(1) ～生命保険と税金～

税理士 中根 武

り理解しているかというと、必ずしもそうではないように思います。なぜならば生命保険の種類は定期保険、養老保険、終身保険、年金保険、学資保険、医療保険等と多種多様なので、すべてを理解して完璧に対応することなど出来るのは当たり前だからです。

保険契約をするときに多くの人は細かく計算することもないし、保険会社の営業職員が提案するままに加入しているのが実情です。しかし、長い人生の中で住宅の購入に匹敵するほどの支出となる保険料の支払をしっかりと計算しない人に資産管理など出来るはずがありません。契約内容を明確に理解し、場合によっては専門家のアドバイスを受けることも必要になります。ただし自分を一番良く知っているのは、営業職員でも、専門家でもありません。あくまでも自分自身なのです。保険契約をあとで後悔しないためには、自分自身が営業職員や専門家とともにしっかりと保険のことを考えることが大事なのです。

生命保険に係わる税金の問題で気を付けなければいけないことは、契約者、被保険者、受取人の区別です。わかりやすい死亡保険の例で確認してみましょう。

(保険契約者と被保険者が同一の場合…相続税)

父親が保険契約者でかつ被保険者も父親で、受取人が母親あるいは子供の場合、死亡保険金は相続税の対象になります。受取人が父親の愛人に変わっても、死亡保険金は相続税の対象になります。これを贈与税ではないかと思う人も多いでしょう。しかし愛人どころか全くの他人であっても、相続税の対象になるのです。ご存知の方も多いと思いますが、死亡保険金は生命保険契約に基づき受取人が取得する受取人固有の財産になります。しかし、課税の公平を図るために相続や遺贈で取得したものとみなしているのです。もちろん、現在ではコンプライアンスの観点から保険会社が相続人以外を受取人とする保険契約を承認する可能性は低いと思われます。

(保険契約者と受取人が同一場合…所得税)

父親が保険契約者でかつ受取人も父親で、被保険者が父親以外の場合、一時所得として所得税の対象になります。この場合には定額控除の50万円と正味支払保険料が必要経費として、受取保険金から差し引かれた額を2分の1にして、所得税の課税を受けます。

(保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ違う場合…贈与税)

父親が保険契約者であり、被保険者が母親で、受取人が子供の場合には贈与税の対象になります。つまり保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ違う場合には、たとえ他人でも贈与税の対象になるのです。贈与税は、相続税に比べて税負担がかなり重くなりますが、非課税枠や低税率の部分を活用すれば、相続税の節税をはかることが出来るのです。

父親(家長)が保険契約者であることを前提で考えると、保険加入の成果を父親自身が獲得する場合に所得税が課税され、母親や子供たちが獲得する場合に贈与税や相続税が課税されるのです。所得税と贈与税及び相続税の比較は、保険加入の成果を誰が獲得するのかに力点が置かれるのに対して、贈与税と相続税の比較は、母親や子供たちが獲得する成果の大きさや効率の良さに力点が置かれるのです。保険加入に当たり、このことを意識して、保険契約者、被保険者、受取人を決めることが大事です。

次に相続税の節税対策として一時払終身保険(90歳まで加入可)を紹介します。個人の生命保険は、70歳ぐらいで満期になるものが多いので、70歳以上の方だと死亡保障が無くなつたか、あっても少額の方がが多いのです。相続税には死亡保険金に係る非課税限度額(税制改正で範囲が縮小する可能性があります)があります。現行では奥様と子供2人であれば、3人×500万円なので1,500万円までが非課税になります。この状況で、生前におおよそ1,500万円を支払って、一時払終身保険に加入すると1,500万円の死亡保険金が終身もらえるようになります。銀行預金にしておくと1,500万円すべてに相続税がかかるので、最大750万円の節税になります。これから生命保険に加入しようと思う方は、しっかりと計算して賢く加入していただきたいと思います。

《執筆者プロフィール》 中根税務会計事務所 所長・税理士 中根 武(なかね・たけし)

■出身地 東京都練馬区

■学歴 昭和63年3月:明治大学経営学部経営学科卒業

平成8年3月:明治大学大学院経営学研究科博士後期課程満期退学

■職歴 平成6年6月:東京税理士会に登録

平成10年7月:中根税務会計事務所所長就任(事業承継) 現在に至る

■取扱業務 中小企業の税務会計指導、経営計画作成指導、資産税業務(相続税、

贈与税、譲渡所得税)、セミナー講師等

今回はちょっと視点を変えて、生命保険に係わる税金についてのお話をさせていただきます。和楽の読者の皆様は資産家の方が多いので、いろいろな保険に加入されていると思いますが、その契約内容をきっちりと理解しているかというと、必ずしもそうではないように思います。なぜならば生命保険の種類は定期保険、養老保険、終身保険、年金保険、学資保険、医療保険等と多種多様なので、すべてを理解して完璧に対応することなど出来るのは当たり前だからです。

保険契約をするときに多くの人は細かく計算することもないし、保険会社の営業職員

が提案するままに加入しているのが実情です。しかし、長い人生の中で住宅の購入に

匹敵するほどの支出となる保険料の支払をしっかりと計算しない人に資産管理など出来

るはずがありません。契約内容を明確に理解し、場合によっては専門家のアドバイスを受

けることも必要になります。ただし自分を一番良く知っているのは、営業職員でも、専門家

でもありません。あくまでも自分自身なのです。保険契約をあとで後悔しないためには、自

分自身が営業職員や専門家とともにしっかりと保険のことを考えることが大事なのです。

生命保険に係わる税金の問題で気を付けなければいけないことは、契約者、被保険者、受取人の区別です。わかりやすい死亡保険の例で確認してみましょう。

(

)

父親が保険契約者でかつ被保険者も父親で、受取人が母親あるいは子供の場合、死

亡保険金は相続税の対象になります。受取人が父親の愛人に変わっても、死亡保険

金は相続税の対象になります。これを贈与税ではないかと思う人も多いでしょう。しか

し愛人どころか全くの他人であっても、相続税の対象になるのです。ご存知の方も多いと

思いますですが、死亡保険金は生命保険契約に基づき受取人が取得する受取人固有の財

産になります。しかし、課税の公平を図るために相続や遺贈で取得したものとみなしてい

るのです。もちろん、現在ではコンプライアンスの観点から保険会社が相続人以外を受

取人とする保険契約を承認する可能性は低いと思われます。

(

)

父親が保険契約者でかつ受取人も父親で、被保険者が父親以外の場合、一時所

得として所得税の対象になります。この場合には定額控除の50万円と正味支払保険料

が必要経費として、受取保険金から差し引かれた額を2分の1にして、所得税の課税を

受けます。

(

)

父親が保険契約者であり、被保険者が母親で、受取人が子供の場合には贈与税の対象

になります。つまり保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ違う場合には、たとえ

他人でも贈与税の対象になるのです。贈与税は、相続税に比べて税負担がかなり重く

なりますが、非課税枠や低税率の部分を活用すれば、相続税の節税をはかることが出

来るのです。

父親(家長)が保険契約者であることを前提で考えると、保険加入の成果を父親自身

が獲得する場合に所得税が課税され、母親や子供たちが獲得する場合に贈与税や相

続税が課税されるのです。所得税と贈与税及び相続税の比較は、保険加入の成果を

誰が獲得するのかに力点が置かれるのに対して、贈与税と相続税の比較は、母親や子

供たちが獲得する成果の大きさや効率の良さに力点が置かれるのです。保険加入に当

たり、このことを意識して、保険契約者、被保険者、受取人を決めることが大事です。

次に相続税の節税対策として一時払終身保険(90歳まで加入可)を紹介します。個

人の生命保険は、70歳ぐらいで満期になるものが多いので、70歳以上の方だと死亡保

障が無くなつたか、あっても少額の方が多いのです。相続税には死亡保険金に係る非

課税限度額(税制改正で範囲が縮小する可能性があります)があります。現行では奥

様と子供2人であれば、3人×500万円なので1,500万円までが非課税になります。この

状況で、生前におおよそ1,500万円を支払って、一時払終身保険に加入すると1,500万

円の死亡保険金が終身もらえるようになります。銀行預金にしておくと1,500万円すべ

てに相続税がかかるので、最大750万円の節税になります。これから生命保険に加入しよ

うと思う方は、しっかりと計算して賢く加入していただきたいと思います。

《執筆者プロフィール》 中根税務会計事務所 所長・税理士 中根 武(なかね・たけし)

■出身地 東京都練馬区

■学歴 昭和63年3月:明治大学経営学部経営学科卒業

平成8年3月:明治大学大学院経営学研究科博士後期課程満期退学

■職歴 平成6年6月:東京税理士会に登録

平成10年7月:中根税務会計事務所所長就任(事業承継) 現在に至る

■取扱業務 中小企業の税務会計指導、経営計画作成指導、資産税業務(相続税、

贈与税、譲渡所得税)、セミナー講師等